ごみ減量化・3Rの推進への提言

平成26年10月

大崎地域広域行政事務組合 ごみ減量化検討委員会

# 目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2~3
1 ごみ減量化の具体的な方策
(1)家庭系ごみ
(2)事業系ごみ
2 3R 推進の具体的な方策
(1) Reduse
(2) Reuse
(3) Recycle
3 周知・啓蒙教育活動の具体的な方策
4 方策を推進するために行うこと
(1)一般家庭
(2)事業者
(3) 行政
5 取り組みにおける注意事項
資料編
1 ごみ処理の現状と課題と取組み状況
ごみ量・資源化率・処理経費等の推移グラフ(1)~(5)・・資1~資2
課題や問題点と管内・管外の取組み(6)~(7) ・・・・資2~資4
2 委員会で出された具体的な方法としての意見 ・・・・・・資5~資6
大崎地域広域行政事務組合ごみ減量化検討委員会委員名簿 ・・・・・・資 7
大崎地域広域行政事務組合ごみ減量化検討委員会設置要綱 ・・・・・・資8
委員会の開催経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 9

#### はじめに

私たちは地球の様々な資源を消費し環境に負担をかけながら生活しています。その元となる資源は無限に供給されるものではありません。したがって、資源を有効に活用し環境負荷を少なくして、次の世代に引き継ぎ社会を持続させることが重要です。その対応策のひとつとしてごみを削減し、3Rを推進する必要性があります。

大崎管内では、構成する各市町の総合基本計画を基にごみの減量と3Rの推進に取組んで参りましたが、震災後のごみ量と処理経費が増加しております。一方リサイクル率は全国平均の半分で推移し、しかも低下傾向にあります。震災後の分別意識の低下や、復興事業による一時的な住居から発生するごみの増加が起因していると推定されますが、結果的に一般廃棄物処理基本計画の目標達成に至っておりません。加えて、ごみ処理施設が老朽化し、更新が課題であり、また最終処分場の延命化も検討する必要があります。このことから従来のごみ減量や3Rの施策に積極的に取組むことに加え、新たな観点から効果的な施策を検討しなければなりません。

そのような中で、大崎地域広域行政事務組合ごみ減量化検討委員会は平成24年10月に設置されました。地域において環境衛生で活動している委員の方々を主体に、前記検討課題についてご議論いただき、提言として取りまとめております。この提言を受けて、ごみ減量と3Rが更に推進されることを望みます。併せて、「まぜればごみ、分ければ資源」が人口に膾炙しておりますが、今後「ごみ」という言葉が「資源物」と呼ばれるような活動につなげていただくことを期待いたします。

平成24年11月から平成26年10月までの2か年に亘り、計10回の委員会を開催いたしましたが、ご多用の所、熱心にご議論いただきました委員の方々に深謝いたします。

大崎地域広域行政事務組合 ごみ減量化検討委員会 委員長 千葉 睦 男

# 提言

組合に搬入される一般廃棄物の内訳は、家庭系ごみが7割、事業系ごみが3割です。ともに『適正な分別排出の徹底』と『減量』に取組む必要があることから以下のように提言いたします。

#### 1 ごみ減量化の具体的な方策

#### (1)家庭系ごみ

- 1)3切り(使い切り,食べ切り,水切り)の徹底や草木を乾燥し,ごみの重量を減らす。
- 2)分別ルールを徹底し、雑紙 $^{*1}$ も資源化してさらにごみを減量する。 \*1:4名刺、はがき、封筒、ノート、コピー用紙、カレンダー、ラップ・トイレットペーパーの芯など

#### (2) 事業系ごみ

- 1) 事務文書や資源になる紙類の資源化を推進する。
- 2) 公共施設におけるごみ減量化を推進する。

#### 2 3 R推進の具体的な方策

- (1) Reduse (リデュース=廃棄物の発生抑制)
  - 1) 簡易包装取組み店の拡大や、マイバック使用の推奨によりレジ袋を削減する。

#### (2) Reuse (リユース=再使用)

フリーマーケットの開催などで利用促進を進め繰返し使う機会を提供する。

#### (3) Recvcle(リサイクル=再生利用・再資源化)

- 1) 剪定枝や刈草・生ごみの堆肥化や、バイオマスへ利用する。
- 2) 小型家電リサイクルへの取組みなど、資源化対象物の分別区分を拡大する。
- 3) 資源物をスーパーの店頭や公共施設で回収する環境の整備や情報提供を行う。

#### 3 周知・啓蒙教育活動の具体的な方策

- (1) 学校での3R 学習やコンポスト導入助成の拡大で花壇に使う堆肥づくりを行う。
- (2) 標語・絵画コンクールやごみ減量のアイディアを募集する。
- (3) ごみ分別アドバイザーを育成し地域で周知啓蒙活動行う。
- (4) イベント・施設見学・広報・出前講座・カレンダー・ポスターでPRする。
- (5) この提言の方策実現のために具体的な計画を策定する。

#### 4 方策を推進するために行うこと

#### (1)一般家庭

- 1)3切り運動の普及促進
- 2) 親子で食育をとおして、料理方法や食材の大切さを身につけさせる。
- 3) 新たな分別に取組み、さらに分別ルールを徹底し、ごみを減量する。
- 4) 大人と子供で集積所の分別の立会を行う。
- 5) 町内会等の勉強会において、提言の報告と方策の説明を行う。
- 6) 買物袋(マイバック)使用の推奨

#### (2) 事業者

- 1) 事務文書や資源になる紙類の資源化を徹底する。
- 2) コンビニにおけるマイバック使用を促進する。
- 3) 食堂での割り箸使用自粛の協力を依頼する。
- 4) 食べ切りのためのメニューの検討や持ち帰りができるようにする。
- 5) 施設の管理者や利用者へ協力依頼(提言の報告など)
- 6) 資源を回収・受入する店の拡大

#### (3)行政

- 1) 方策実現のために具体的な計画を策定し実施する。
- 2) フリーマーケットが定期的に開催できるシステムの構築や情報を提供する。
- 3) バイオマス利用のシステムづくりと事業化の可能性を検討する。
- 4) 小型家電や雑紙の分別区分を拡大し、再資源化の推進を図る。
- 5) コンポスト導入助成範囲を拡大し,体験学習の一環として堆肥づくりを推進する。
- 6)標語・絵画コンクールの開催、ごみ減量のアイディアやキャッチフレーズを 活用した周知啓蒙活動を行う。
- 7)ごみ減量推進団体の組織化やごみ分別アドバイザーを育成して,ごみ分別の 趣旨や減量化の意味を広く伝える
- 8) あらゆる広報媒体において行政等の関係機関が連携し、様々な課題(地球 の資源問題や温暖化、食育等)を正しく伝える。

#### 5 取り組みにおける注意事項

ごみの減量と資源化の促進は、分別を徹底することが基本です。そのためには、3Rの推進を強化するため、住民が関心を持って読みたくなる、わかりやすい広報を工夫すること、そしてごみの減量と資源化を促進するための機会を作り、行政・住民・事業者全体で取組み、効果及び実績の評価方法について検討する環境が必要です。

# 資料編



# ■行政■

方策実現のため具体的な 計画を策定し, 実現に向け て検討する。

#### ■一般家庭■

3切り運動の実施、及び分別ルールを徹底し、ごみの減量に努め



# ■事業者■

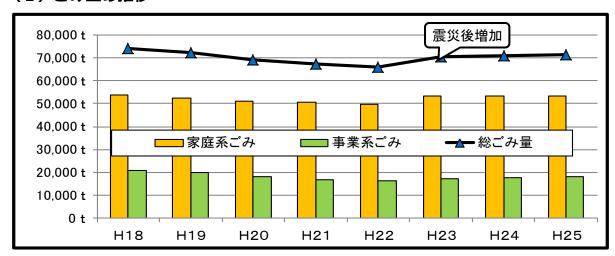
分別を徹底し、ごみ 減量に努める。また 市町が実施する方 策に協力する。





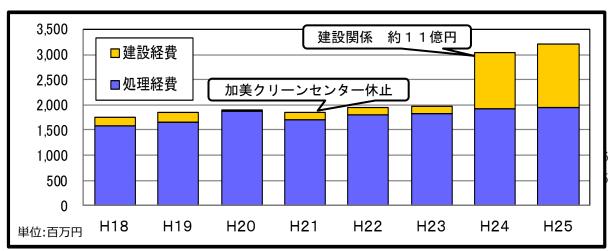
# 1 ごみ処理の現状と課題と取組み状況

# (1)ごみ量の推移



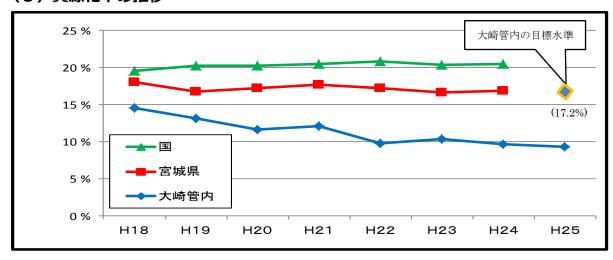
※資料:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画参照

# (2)ごみ処理経費の推移



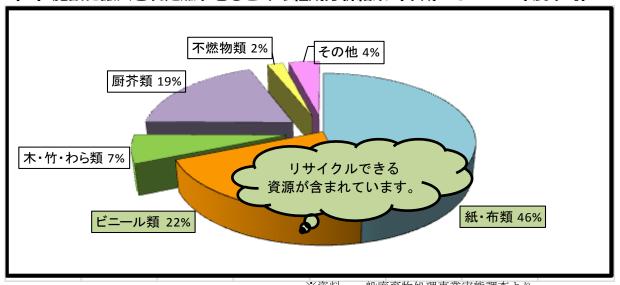
※資料:一般廃棄物処理事業実態調査より

#### (3) 資源化率の推移



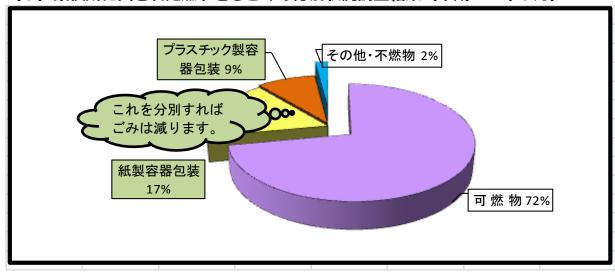
※資料:一般廃棄物(ごみ)基本計画参照

# (4)施設に搬入された燃やせるごみの組成分析結果(平成18~22年度平均)



※資料:一般廃棄物処理事業実態調査より

# (5)集積所に出された燃やせるごみの分別状況調査結果(平成24年5月)



※資料:組合調査による

#### (6)ごみ減量の課題や問題点

- 1)住民
  - (ア)分別以前にごみに対するマナーが悪い。(ポイ捨て,指定袋を使用しない排出)
  - (イ)分別不良による積み残しや、地域外から持ち込まれる違反ごみがある。
  - (ウ)分別の方法等が全てに理解されていない。
- 2) 行政
  - (ア)全ての住民に周知啓蒙の情報がうまく伝わらない。
  - (1)震災後の分別マナーの低下に加え, ごみの量は震災前の排出量に戻らず資源 化率が低下している。
  - (ウ)処理施設が老朽化して処理経費(修繕・工事費)が増加している。

#### (7)ごみ減量等への取組み状況

- 1) 大崎管内市町の取組み
  - (ア)レジ袋削減及びマイバックなどの持参率向上に向けて,広報による周知及びスーパー前で街頭活動を市民団体と協働した取り組み(大崎市)
  - (イ)おおさき環境フェアにおいて、もったいないフリーマーケット、小中学生 のポスター作品募集(大崎市)
  - (ウ)各地域でごみの分け方・出し方の出前講座開催や住民主体による分別看板の設置(大崎市)
  - (I)3~6年生を対象に、授業の中で3Rや資源物の分け方などを意識しても らうため、環境教育の出前講座(大崎市)
  - (オ)夏休みにリサイクル体験を通し環境について考えるきっかけづくりとして, 古川リサイクルデザイン展示館で各種教室等の開催や, 子供会などのリサイクル体験教室(ハガキすき・新聞バック製作等)の開催(大崎市)
  - (h)生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、機器及び容器の購入者への補助 や段ボールを利用した堆肥づくり教室を開催(大崎市・涌谷町)
  - (‡)ペレットストーブの燃料に葦を利用(大崎市)
  - (ク)地区の一斉清掃を通し環境保全の啓発活動(1市4町)
  - (ケ)町の公衆衛生組合を通じ、毎戸ヘチラシを配布した啓発活動やごみの分別・3Rの推進(色麻町・美里町)
  - (1)ごみの分け方・出し方の出前講座の開催や, 町・公衆衛生組合によるごみ不法投棄の看板設置(色麻町)
  - (サ)資源回収事業奨励金を活用した3Rの推進(加美町)
  - (タ)ごみの分別に広報等を活用した周知啓蒙活動(涌谷町・美里町)
  - (ス)消費者活動とタイアップし,ごみの分別講習会の開催(美里町)

#### 2) 管外の取組み

- ◎ごみ減量化活動
- (ア)資源物の店頭回収,事業系使用済み割りばしの回収,イベントでの食器 洗浄車の貸出(仙台市)
- (イ)再生可能な紙類(機密書類)の資源化(焼却施設への搬入禁止)(仙台市他)
- (ウ)分別種類の拡大(鹿児島県志布志市, 大崎町)
- (I)牧草でバイオマス化発電構想(亘理町)
- (オ)生ごみバイオガス発電稼働によるごみ減量で焼却場の停止(新潟県長岡市)
- (カ)生ごみコンポスト健康診断で取扱いの相談や堆肥との交換(北九州市他)

- (‡)3切り(使い切り・食べ切り・水切り)運動の普及促進(京都市他)
- (ク)ごみの有料化(全国 1,080/1,742 県内 11/35 取組/全体市区町村 2013年)
- (ケ)学校で昼食の残りを堆肥化し学校の花壇へ肥料に利用するため, コンポスト助成対象を拡大(神奈川県海老名市)
- (1)可燃性粗大ごみ(家具,布団,カーペット等)の燃料化(RDF)(三重県伊賀市)
- (サ)事業系ごみの減量推進(北海道旭川市他)
- (シ)小型家電リサイクルへの取組み(仙台市他)
- (ス)仙台スタジアムごみ減量大作戦プロジェクト(仙台市)
- (セ)生ごみ堆肥化家庭を対象の生ごみ入れません袋(収集袋)の配布(東京都多摩市)

#### ◎3Rの推進

- (ア)乾燥生ごみと野菜やポイントとの交換, 剪定枝・生ごみの堆肥化(仙台市)
- (イ)焼却灰を建設資材へ資源化(仙台市・石巻市)
- (ウ)プラスチック製容器包装以外の単一素材プラスチックの資源化(仙南広域他)
- (I)民間による不用品の仲介・紹介
- (オ)環境市民ファンドの創設, 3 R推進モニターの普及(福岡市他)
- (カ)古紙回収(雑紙含む)とポイントシステム(みやぎ生協店舗)
- (キ)スーパーに資源回収拠点を設置(石川県金沢市)
- (ク)お店に返そう(紙パック等)キャンペーンでエコグッズと交換(多摩市)
- (ケ)市民一斉雑紙(はがき,名刺,カレンダー等)回収グランプリの開催(北九州市)

#### ◎周知・啓蒙活動

- (ア)キャンペーンで啓発グッズやキャラクターを活用(仙台市)
- (イ)小学生向けごみダイエット標語・絵画コンクールからアイディアの募集(仙南広域他)
- (ウ)市町の親善大使や有名人によるごみ減量の呼びかけ(仙台市他)
- (I)ごみ出しルール徹底の方法の検討(各自治体)
- (オ)資源化や節電でポイントをため商品の抽選へ参加(広島県福山市)
- (カ)ごみ減量もったいないマップの作成(山形市)
- (‡)広報による標語の募集(東京都多摩市)

# 2 委員会で出された具体的な方法としての意見

# (1)ごみ減量化

- 1) 剪定枝・葉・草を乾燥して処理
- 2) 3切り(使い切り, 食べ切り, 水切り) 運動の実施
- 3) 食育とごみ減量(マイ箸持参運動等)の取組み
- 4)訪問収集
- 5)機密文書の資源化
- 6) 事業系古紙の回収方法の検討
- 7) 公共施設におけるごみ減量化の推進

#### (2) 3R推進

- ◎ Reduce【リデュース】
  - 1) ベビー用品おむつレンタル
  - 2) 生ごみ入れません袋の配布(生ごみコンポスト利用者対象)
  - 3)食品ロスを減らす運動
  - 4) レジ袋削減の取組み
  - 5) 簡易包装取組み店の拡大
  - 6)メールを使い請求書等の紙使用を控える
- ◎ Reuse【リユース】
  - 1) フリーマーケットの開催
  - 2) 不用品交換コミュニティボードの活用
  - 3) リユース食器使用の徹底
- ◎ Recycle【リサイクル】
  - 1) 剪定枝の堆肥化
  - 2) 衣類の2次利用による有効活用
  - 3) 日本おもちゃ病院協会のおもちゃ修理
  - 4) 生ごみ処理容器の斡旋
  - 5) 堆肥づくり講座の開催
  - 6) 市民一斉雑紙グランプリの開催
  - 7) 資源化対象物(紙類・剪定枝・刈草・その他プラ)の拡大
  - 8) 分別区分の拡大
  - 9) ごみ出しルール徹底方法の検討
  - 10) 雑紙保管袋を使用したごみの排出
  - 11) 資源物店頭回収

- 12) スーパーで資源回収拠点を設置
- 13) 公共施設で資源回収庫を設置
- 14) 資源物受入環境の整備
- 15) 資源物取引情報の提供
- 16) 資源回収にポイント
- 17) 小型家電リサイクルの分別
- 18) バイオマス発電稼働による焼却施設の停止

# (3) 周知啓蒙教育活動

- 1) 学校での3R学習
- 2) 標語・絵画コンクールの開催
- 3) 学校へコンポスト導入助成拡大
- 4) 子供たちからアイディアを募集
- 5) 出前講座・カレンダー・ポスターによる周知
- 6) 広報による標語募集
- 7) 現状の統計をわかりやすく表現し周知
- 8)ごみ減量化読本の発行
- 9) ごみ分別アドバイザーの育成
- 10) 集合住宅に対する周知の徹底
- 11) 推進母体の設置を支所単位で開催
- 12) D V D を作成して周知する
- 13) イベント・施設見学・広報での PR
- 14) ごみもったいないマップの作成
- 15) ごみ分別の「寸劇」を行う団体の育成
- 16) 3 R 推進モニターの普及

# 大崎地域広域行政事務組合 ごみ減量化検討委員会委員名簿 平成26年10月現在

役職	氏 名	推薦団体名及び役職名
委員長	ち ば む つ ぉ 千 葉  睦 男	環境省環境カウンセラー・元県資源循環コーディネーター
副委員長	うしぶくろ かつあき 牛 袋 勝昭	美里町公衆衛生組合連合会 副会長
委員	いのうえ りゅうえつ 井上 隆悦	前大崎市松山地域公衆衛生組合連合会 理事
委員	くずおか い く お 葛 岡 郁 郎	大崎市岩出山地域公衆衛生組合連合会 会長
委員	ほんだ かっお 本田 勝男	色麻町衛生組合連合会 会長
委員	さとう たか じ佐藤 多加二	色麻町衛生組合連合会 副会長
委員	いたがき としかつ 板 垣 壽 勝	色麻町衛生組合連合会 会計
委員	ほりこし き い ち 堀 越 喜 市	前加美町公衆衛生組合連合会 副会長
委員	い と う ゆうえつ 伊 藤 勇 悦	加美町公衆衛生組合連合会 副会長
委員	たかはし ひ さ お 髙 橋 久 夫	加美町公衆衛生組合連合会 理事
委員	おのでら や す み 小野寺 保 見	涌谷町公衆衛生組合連合会 副会長
委員	<sup>ふくむら</sup> こ 福 村 たつ子	前涌谷町9の1自治会公衆衛生組合 副会長
委員	よこやま けん や横山 健也	美里町公衆衛生組合連合会 会長
委員	<sup>たていり</sup> 建 入 ゆかり	宮城県大崎保健所 技術次長

大崎地域広域行政事務組合ごみ減量化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合の構成市町における廃棄物の減量 及び資源化推進のため、大崎地域広域行政事務組合ごみ減量化検討委員会(以下 「委員会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。 (役割)

第2条 委員会は、ごみ減量化・資源化施策について必要な検討を行い、管理者に 提言する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
  - (1) 有識者
  - (2) 構成市町の推薦する住民代表者
  - (3) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員 の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、業務課業務推進係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,管理者が別に定める。

附則

この訓令は、平成24年10月26日から施行する。

# ごみ減量化検討委員会の開催経過

# 第1回 検討委員会

日 時:平成24年11月6日13時30分より 場 所:組合庁舎三階会議室 内 容:委嘱状交付

- (1)委員長及び副委員長の選出
- (2) ごみ処理の現状と課題
- (3) ごみ減量化に向けた基本的な考え方
- (4) 今後のスケジュール

# 第2回 検討委員会

日 時:平成25年2月20日13時30分より 場 所:組合庁舎三階会議室

内容:(1)ごみ減量の課題整理について

- (2) ごみの減量化・3R推進の具体的な方法について
- (3) 先進地視察先の選定について

# 第3回 検討委員会(先進地視察)

日 時:平成25年6月7日

視察先:仙台市 葛岡リサイクルプラザ・新港リサイクル㈱

# 第4回 検討委員会

日 時:平成25年8月7日13時30分より 場 所:組合庁舎三階会議室

内容:(1)ごみ減量化・3R推進及び新たな分別方法の検討について

# 第5回 検討委員会

日 時:平成25年10月25日13時30分より場 所:組合庁舎三階会議室

内容:(1)第4回 ごみ減量化検討委員会の内容について

- (2)整理後~提言(中間報告)(案)について
- (3) 提言(中間報告)(案)の内容について

# 第6回 検討委員会

日 時:平成25年12月11日14時より 場 所:組合庁舎三階会議室

内容:(1)中間提言(案)の内容の検討について

#### 第7回 検討委員会

日 時: 平成26年2月26日14時より 場所:組合庁舎 三階 会議室

内容:(1) 今後の進め方について

(2) 具体的な方法の検討について

#### 第8回 検討委員会

日 時:平成26年5月21日14時より 場 所:組合庁舎 三階 会議室

内容:(1) 具体的な方法の検討について

(2) 最終提言の構成について

# 第9回 検討委員会

日 時:平成26年8月20日14時より 場 所:組合庁舎 三階 会議室

内容:最終提言(案)の検討について

#### 第10回 検討委員会

日 時:平成26年10月31日15時より 場 所:組合庁舎 三階 会議室

内容:「ごみ減量化・3Rの推進への提言」内容の確認と提出